

県産品 EC サイト応援送料無料キャンペーン事業（第2弾）委託業務仕様書（案）

長野県産業労働部営業局

この業務仕様書は、長野県（以下「甲」という）が行う県産品 EC サイト応援送料無料キャンペーン事業（第2弾）の業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

県産品 EC サイト応援送料無料キャンペーン事業（第2弾）

2 業務の目的

ECサイトの送料支援等による需要喚起及びECサイトへの誘客促進により、コロナ禍の影響を受ける幅広い県内事業者の販売手法のデジタル化促進と営業支援を実施する。加えて、実店舗との連携や各種媒体を活用したプロモーションの展開によって県産品ブランドを訴求し、販売促進効果の拡大を図る。

3 委託契約期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月24日（金）まで

4 事業概要

- (1) 長野県産品送料無料&お買い得キャンペーン（仮称）の実施
- (2) キャンペーンと連動した長野県ブランド訴求プロモーションの実施
- (3) ショールーミング拠点のテストマーケティング機能を活用した事業者支援の実施

5 委託業務内容

(1) 長野県産品送料無料&お買い得キャンペーン（仮称）（以下「キャンペーン」という）の運営

以下条件の下、県内事業者が運営する県産品を取扱うECサイトの需要喚起を目的としたキャンペーンの運営及び付随する業務を行うこと。内容の詳細については企画提案内容を基に甲と協議し、調整して実施すること

ア 期間 令和4年12月までとし、7か月程度の期間を設けること

イ 内容 キャンペーン参加事業者が楽天またはYahoo!ショッピング（PAYPAY モールを含む）で取扱う県への申請承認を経た対象となる商品において、両モールが発行・運用する送料相当額のクーポンを使用できることとする

ウ 対象事業者 長野県内に本社又は主たる事業所を有し、ECサイトでの販売を行う事業者

エ 対象商品 農林水産物、加工食品、工芸品等の消費財（物品の伴わないサービスを除く）

オ その他条件 長野県産品紹介サイト「オールNAGANOモール」への事業者及び対象商品登録

※オールNAGANOモールへの事業者及び対象商品登録条件については、別紙参照

(2) キャンペーン運営事務局の設置

以下の業務を行うための人員配置と環境整備を行い、キャンペーン運営事務局を開設すること

ア 事業告知及び参加申請受付

- ① 募集要項の作成
- ② 県内メディア等による告知
- ③ 各種申請受付及び申請者からの問合せ対応体制環境の整備等

イ キャンペーンの運営

- ① オールNAGANOモールへの商品及びサイト登録審査
- ② 参加事業者ECサイトの巡回調査
- ③ 消費者からのクレーム及び問い合わせ対応

ウ 別途県が実施する「ECサイト送料支援補助金事業（仮称）」と重複しての事業者申請の受理を避けるため、同補助金事業の状況を把握するとともに、必要に応じ連携して事務を行うこと。

エ その他

- ① 申請手続や効果的な事業の活用法を伝えるためのオンラインセミナーや動画配信等の実施
- ② 2か月に1回以上の頻度での進捗状況（クーポン消化状況）の報告
- ③ 全参加事業者を対象とした、事業の効果測定のためのアンケート収集と取りまとめ

(3) キャンペーンと連動した長野県ブランド訴求プロモーションの実施

以下を踏まえ、全国の一般消費者を対象にキャンペーン周知と県産品ブランドの訴求を目的としたプロモーションを実施すること

- ア キャンペーンの中盤・終盤でも一定数以上の集客をするための頻度や時期の設定
- イ キャンペーン対象商品やEC利用者との親和性の高いウェブ・SNS媒体の利用
- ウ TVなど、より多くより広い層にリーチできるマス媒体の活用
- エ 集客力の高い大都市圏の小売店や商業施設での催事やフェア等（実販売）の実施
- オ 事業者支援策として実施するサイト誘客支援との連動

(4) ショールーミング拠点のテストマーケティング機能を活用した事業者支援の実施

以下を踏まえ、商品力の向上、ECサイトの魅力や機能性の向上を希望する事業者を対象に「ショールーミング」という購買方法を採用している施設（以下「ショールーミング拠点」という）を活用し、テストマーケティングを兼ねた販売促進企画を実施すること

- ア 対象品目は、加工食品（酒類含む）、雑貨類（伝統的工芸品等含む）、機器類とする
- イ 対象事業者は最大100社とし、1社につき2商品を上限とする
- ウ 希望事業者が上限を超えた場合は、甲と協議し選定する
- エ 展示商品、試食やサンプル提供のための費用は事業者負担とする
- オ 商品カテゴリや事業者の課題に応じたマーケティング調査の設計を行う
- カ テストマーケティングの実施レポートは、個々の事業者に対して提供するものに加え、商品カテゴリ等で集計・分析したものを提供すること

(5) スケジュール

以下を目安とする。なお、詳細日程は、甲と乙が協議のうえ決定する。

日 程		項 目
R4年 4月	中旬 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーン応募要項公表及び参加事業者募集開始 (募集期間：3～4週間程度) ・県内事業者に向けた送料無料キャンペーン参加事業者募集告知の実施
5月	上旬	・参加事業者募集終了
	中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の審査業務開始 ・申請書類の追加提出（再提出含む）の依頼
	下旬	・キャンペーン参加事業者の決定・通知
6月 ～ 12月	(随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーン開始（12月まで） ・キャンペーンと連動した長野県ブランド訴求プロモーションの実施 ・ショールーミング拠点のテストマーケティング機能を活用した事業者支援の実施
12月	下旬	・送料無料キャンペーン終了
1月	中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・クーポン利用実績の確定 (12月分の実績についても、事業者への聞き取り調査等により金額を把握し報告すること)
R5年 3月	下旬	・業務完了報告書の提出

6 成果品

(1) 業務完了報告書

乙は、本事業完了後、甲が指定する日までに、以下の内容を記載した業務完了報告書（紙媒体およびWord、Excel等の電子データ）を提出すること

ア 経費の明細

事務員等の人件費、会場費（ショールーミング拠点使用料、装飾費等）、広告費など、事業の実施のための必要経費全般が記されたもの

イ 売上実績の明細

キャンペーン参加事業者からの実績報告に基づく売上額や、催事やフェア・ショールーミング拠点における商品販売額等の売上実績が記されたもの

ウ 広告及びプロモーションの実績

広告及びプロモーションが実施されたことが証明できるもの（制作物や実績書類）及び制作物に関する全素材データ（写真・イラスト・動画データ・印刷用入稿データ等）

(2) 権利の帰属

- (ア) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は乙において必要な権利処理を行うこと。
- (イ) 本事業成果物等に関係する権利は、乙が従前権利を有していたものを除き、甲に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りではないが、留保される権利について、甲に無制限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

7 その他

- (1) 乙において、本委託業務専用の銀行口座（以下「専用口座」表記）を開設し、他の業務の会計と明確に区別すること。なお、専用口座の出納状況及び残高は適宜報告が可能な状況にしておくこと。
- (2) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (3) 乙は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に甲と協議すること。
- (4) 乙は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。
- (5) 乙は、本仕様書に記載されていない事項について、甲の指示に従わなければならない。
- (6) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。

(別紙)

オール NAGANO モールへの事業者及び対象商品登録条件について

1 サイト登録事業者について

オール NAGANO モールへ登録することができる事業者は、原則として、長野県内に本社又は主たる事業所を有する事業者とします。

2 サイト登録商品について

(1) 農林水産物

長野県内で生産、収穫されたものであること。

(2) 農林水産物以外の加工食品、工芸品等

①商品の主要な原材料が長野県産であって、商品の製造または加工の最終段階が県内事業者によって行われている商品であること。

②商品の主要な原材料が長野県産であって、県外の事業者により製造または加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。

③商品の主要な原材料が県外産であっても、その製造または加工の最終段階を県内事業者が行っているか、その販売を県内事業者が行っていること。

④その他、県が適切と認めた商品であること。

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律にて定められている医薬品・医薬部外品・化粧品を取扱いは対象外とします。